

平成 26 年 3 月 7 日

米国 CFTC による「Application of Commission Regulations to Swaps Between Non-U. S. Swap Dealers and Non-U. S. Counterparties Involving Personnel or Agents of the Non-U. S. Swap Dealers Located in the United States」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として米商品先物取引委員会（CFTC）が本年 1 月 3 日に公表した「Application of Commission Regulations to Swaps Between Non-U. S. Swap Dealers and Non-U. S. Counterparties Involving Personnel or Agents of the Non-U. S. Swap Dealers Located in the United States」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。今後、我々のコメントが十分に斟酌されることを期待する。

「CFTC Staff Advisory No. 13-69」の「Non-US SD」への適用等について

「CFTC Staff Advisory No. 13-69」（以下、「Advisory」という。）は、たとえば、本邦銀行 A の NY 支店の従業員が本邦銀行 B との Swap 取引を執行（executed）した場合に、適用されるものと理解している。しかし、米国内でアレンジ・交渉・執行したことが、米国金融システムへの直接的・間接的な影響があるかは不透明であり、本規制を適用することが米国金融システムの健全性向上に与える影響は少ないと考えられること、また、「US Person」との取引についてはすでに CFTC の各種義務を履行していることから、同義務を「Non-US SD」に適用すべきではないと考える。

なお、我々は、上記で述べたように「Advisory」を「Non-US SD」に適用すべきではないとの立場ではあるが、仮に「Non-US SD」に対して適用する場合には、米国外で Book した取引は、原則、各国の金融当局により適正に管轄されており、直接または間接的に米国金融システムに与える影響は限定的であることから、米国内で Book した取引のみに限定すべきであると考ええる。

特に、「Real-time public reporting」は、米国金融システムへの直接または間接的な影響を減少させる効果が不明確であり、米国内で Book しない場合には「Advisory」に規定するようなかたちで義務を適用すべきではない。

また、Transaction Level 規制の各種義務のうち、ポートフォリオレベルで義務履行を果たす必要がある「Portfolio Reconciliation」、「Margining & segregation for uncleared swaps」については、仮に、その一部が「Advisory」の適用対象となった場合に、ポートフォリオレベル全体でその義務を履行する必要があるとあり、顧客および金融機関に過度に負担を強いることから、同義務を適用すべきではない。

さらに、「Daily Trading Record」について、たとえば、「Non-US SD」同士の取引におい

て、「Advisory」が適用され、事後的に取引相手方から通知された場合、「Non-US SD」側のすべての拠点において、「Daily Trading Record」の義務が課され、過度な負担を強いることから、米国内で「アレンジ・交渉・執行」を行った側のみに適用すべきである。

以 上